

## 高知都市圏総合都市交通計画協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、「高知都市圏総合都市交通計画協議会」(以下、協議会という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、高知都市圏における総合的な交通計画を策定するため、これに関する検討及び協議等を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、次の事項について所掌する。

- (1) 高知都市圏における交通実態の把握に関すること
- (2) 高知都市圏における交通の将来予測に関すること
- (3) 高知都市圏における将来都市交通計画の立案及び施策の検討に関すること
- (4) その他、高知都市圏における総合的な交通計画を策定するために必要となる事項に関すること

### (構成)

第4条 協議会は、学識経験者、国、高知県、関係市町村及び関係団体等から知事が委嘱する委員により構成する。

### (協議会)

第5条 協議会は、別表の協議会名簿に掲げるものをもって構成する。

- 2 委員長は、委員から互選する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 4 委員長は、協議会を招集し、これを主宰する。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、協議会が解散されるまでとする。

- 2 欠員が生じた場合等は、委員長の判断により新たな委員を選出することができる。

### (事務局)

第7条 事務局は、高知県土木部都市計画課におき、別表に掲げるものにより構成する。

- 2 事務局は、次の事項を所掌する。
  - (1) 協議会の指示に従い、必要な資料の収集または作成を行う。
  - (2) 協議会組織全体の運営に必要な庶務を行う。

### (雑則)

第8条 この規約に定めるものの他、協議会運営について必要な事項は、委員長が別にこれを定める。

### (附則)

この規約は、平成 21 年 2 月 26 日から施行する。